神奈川県議会 令和２年第１回定例会 厚生常任委員会

令和２年１月７日

渡辺(ひ)委員

まず、今のてらさき委員の質問にも少し関連をしますが、確認をしたいと思います。

この委員会にもかながわ共同会からの質問書が、資料として提出をされました。我々も読んで、我々が感じていることがそのまま出ているという実感です。

その上で、まず質問に入る前に少し指摘をしておきたいのは、こういう質問状の内容になったということ自体は、今回に至る経緯について、かながわ共同会自体、全く課題について認識をしていないということが、この質問状を見て感じるところです。どういうことかというと、今まで当局が指定管理上、かながわ共同会と様々なやり取りをしてきたことに対する、かながわ共同会は認識がなくて、このような質問状を出すということは、やはり管理上の責任が県当局にも重くあるのだということをまず感じます。それだけは、御指摘をさせていただかざるを得ないと思います。

その上で、先ほど来の悪い情報について、様々な質疑がありましたが、再度確認をさせてもらうと、その悪い情報が大きく分けて三つぐらい答弁がありましたが、その中で、例えば、今回の悪い情報というのは、支援に関して悪い情報、さらには愛名やまゆり園の元理事長の事件に関する悪い情報等々整理が幾つかできると思うのです。御答弁できないかもしれませんが、様々支援上の課題が悪い情報として認識しているのか、さらには、愛名やまゆり園の元理事の事件のほうは、本当に重く感じて、悪い情報と捉えているのか、この辺りの認識は、何かありますか。

障害サービス課長

やはり聞こえてくる、もしくは様々指摘される情報というのは、津久井やまゆり園のこれまでの支援についての情報です。これは、報道、シンポジウム、様々な場面で繰り返されているものということです。

渡辺(ひ)委員

私の視点かもしれませんが、であれば、なおさら今までのかながわ共同会に対する県当局の関わり方、要は管理上の問題が、さらに重くなってくると思うのです。今まで求めて改善があり、ずっと我々に報告もそのようにしていただいていました。その上で、今回の愛名やまゆり園事件が起きたので、今回の表に出ている事件以外にも、様々なその事件に関連した問題で、かながわ共同会に対する様々な課題があるというのであれば、新たな問題ということで今回の考え方を変えるには、ある意味理由になると思いますが、支援についてが課題だという話になると、かながわ共同会だけではなくて、県にも共同の責任があるような気がします。それだけは、言わせてください。そういう意味からすると、今の御答弁というのは、私は非常に重たい御答弁だと思います。

その上で確認ですが、先ほどてらさき委員からもありましたとおり、質問状の回答について、令和２年１月 21 日までに真摯に回答、対応するという御答弁がありました。この御答弁については、宛先が知事宛てということで、知事が

書くのか、当局が書くのか、再度確認させてもらいたいと思います。
障害サービス課長
　知事宛てでいただいていますが、津久井やまゆり園については、私ども障害サービス課、また福祉子どもみらい局が所管しています。知事としっかりと協議を重ねた上で、知事と当局で知事名で回答します。
渡辺(ひ)委員
　よくありがちな一般論として確認させていただくのですが、あしたから裁判が始まります。そうしますと、令和２年１月 21 日までにかながわ共同会に対して回答書を出すということになると、それなりの公文書が表に出るわけです。そのことによって、裁判に対する影響や、裁判中であることに対する配慮など、そのようなことはどのように考えていますか。
障害サービス課長
　今回のこの質問書に対する回答と裁判というものは、直接関連がないと考えていますし、また、裁判に何らか影響を与えるようなものではないと思っています。
渡辺(ひ)委員
　そういうことであれば、令和２年１月 21 日までに回答書を出すことになると思いますが、質問状はこの委員会に資料報告がありました。回答書については、この委員会に御報告願えるのでしょうか。
障害サービス課長
　委員会からの御要請があれば、取扱います。
渡辺(ひ)委員
　今、委員会からの御要請があればという発言だったので、すぐに諮ってください。
　これまでこの委員会の中で質疑してきたときに、なかなかうまく的を射た回答を得なかった質問が、全部ここに入っているのです。ということは、この質問状に対する回答書がしっかり書き上がれば、我々がこれまで委員会で質疑してきたことが、全て明白になるということだと思うのです。そういうことになると、今まで委員会で当局が答弁をしてきた内容のレベルの回答では、恐らく回答書としては不十分だということもあり得るのだと思うのです。そういうことからすると、先ほど真摯に対応していくという御答弁がありましたので、本当に理解を得られる内容の回答をしっかりつくっていただけるように、要望をします。
　質問状に対しては以上ですが、もう一点だけ、少し気になったので質問しますと、知事が毎日新聞のインタビューに答えた報道記事がありました。その中で、先ほど来それに関連して質問も出ていましたが、今のかながわ共同会が、今の状態のままで手を挙げてもらっても難しいと思う。しかしながら、同会を公募から外すことは考えていない。ただ、法人として何を反省し、何を改革するのかを明確に示すことが必要であるとインタビューで答えています。
　その上で、その改善報告をするように要求したと新聞には記載があるのです。そういうことを要求したという事実は、当局は認識されていますか。

福祉部長
　具体的にこの記事にあるような要求を知事ないし事務方からしたという事実はありません。思うにつけ、この知事の話した内容が、そういったことを求めているということを新聞記事として表現されたものと思われます。
渡辺(ひ)委員
　最後の締めの要求したという記載の問題は、具体的に行ったのか、そうではないのかという話は、今の御答弁かと思いますが、ただ、公の新聞のインタビューに対して、こういう具体的に、再公募に応募する条件として、反省し改革することを明確に示す必要があると言った知事の発言は、すごく重たいのですが、この発言の趣旨は、当局は共有しているのですか。
福祉子どもみらい局長
　応募の前提条件といったようなことになりますと、それは、指定管理者制度上では、そういうことはないのではないかと考えています。前提条件といったことは、ないと認識しています。
渡辺(ひ)委員
　当局の責任者から、前提条件ではないという御発言がありました。当然、私も公募上は、そういうことを前提につけるべきではないと思っています。
　しかしながら、例えば、見出し的にもかながわ共同会、現状では難しいという大見出しでもって、こういう記事が出たということについては、利用者なり家族の方々が、この新聞に目を通せば、やはり非常にショックを受ける、不安を抱くという内容になっているのだと思うのです。
　そういう意味からすると、事実関係は分かりませんが、この報道の会社の記載なのか、知事の間違った認識での発言なのか、それをしっかり確認した上で、苦言を呈し、訂正をぜひお願いをしたいと思っています。
　では、要望しますが、先ほど途中でも言わせていただきました。かながわ共同会からの質問に対する回答書については、しっかり精査をしていただいて、こういう回答書ならばしっかり趣旨が理解できるものをつくっていただきたいということを要望させていただいて、私の質問を終わります。